

輸入車の環境負荷物質の対応状況について

現在の適合状況

日本に輸入される欧州製造車、米国製造車(一部を除く^(*))ならびに韓国製造車は、現時点でEU ELV指令の環境負荷物質要求^(**)に適合していることを確認しております。

^(*): 本年12月にはEU ELV指令の環境負荷物質要求に適合することを確認済

^(**): 欧州議会ならびに理事会指令 2000/53/EC、EU委員会決議 による修正 2005/673/ECに基づく要求

<参考>EU ELV 指令環境負荷物質要求

2003年7月1日以降、市場に投入される車の材料・構成部品に鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有させてはならない。ただし、下表の条件を除く。

物質	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	物質	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
鉛	機械加工目的のアルミ 最大 1.5 w% 最大 0.4 w%	2008年7月1日まで (期限未設定)	鉛	バルブシート	2003年7月以前に開発されたエンジンのみ 2007年7月1日まで
	銅合金; 最大 4w%	(期限未設定)		ガラス・セラミック合成物に鉛を含む電気部品。 ただし、電球(バルブ)のガラスと点火プラグのGlaze(ガラス塗膜)を除く	(期限未設定)
	鉛-銅ベアリングシェル、 ブッシュ	2008年7月1日まで		インフレーター等の 点火装置	2006年7月1日以前に型式認可された車両およびそれら車両の点火装置
	バッテリー	(期限未設定)	6 価 クロム	防錆コーティング	2007年7月1日まで
	振動ダンパー	(期限未設定)		シャシー用ボルト及びナットの防錆コーティング	2008年7月1日まで
	0.5w%以下の液体操作作用ならびにパワートレイン装備でのエラストマーの加硫剤ならびに安定剤	2006年7月1日まで		モーターキャラバンの冷蔵庫	(期限未設定)
	0.5w%以下のパワートレイン装備でのエラストマーの接着剤	(期限未設定)	水銀	ディスチャージランプとインストパネルの表示	(期限未設定)
	電子基盤ならびに他の電気装備のハンダ	(期限未設定)		カドミウム	厚フィルムの糊(ペースト)
鉛が0.4w%を超えるブレーキライニングの摩擦材	2007年7月1日まで	電気自動車のバッテリー			2008年12月31日 上記日以降は、それ以前販売の車の交換 NiCd 電池のみ認められる。
			ドライバ支援システムに使用するガラス化合物の可視光線部品	2007年7月1日まで	

参考; ^(*)の該当部品は①電気モーターのカーボンブラシ(免除期限満了'05.1.1まで)、②ホイールバランスウェイト(免除期限満了'05.7.1まで)にて現EU指令から項目削除されている